



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2015 年 12 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

秋の財政演説 2015

2015 年 11 月 25 日に財務大臣による秋の財政演説が行われた。英国に投資する日系企業に影響する主要な項目は以下のとおりである。財政演説の全体に関するより詳細な説明・コメントについては、「www.ukbudget.com」(Deloitte UK ウェブサイト(英語))を参照のこと。

(1) 法人税

1) 法人税率

既に発表されている今後の法人税率の引下げが再確認された。なお、Finance (No.2) Act 2015 は 2015 年 11 月 18 日に英国女王の裁可(Royal Assent)により受領されているため、法人税率が 2017 年 4 月 1 日より 19%に、さらに 2020 年 4 月 1 日より 18%に引き下げられることの影響を、会計上(US GAAP、UK GAAP および IFRS)考慮する必要がある。

2) 北アイルランドの法人税率

北アイルランド議会に対して、法人税に関する独自政策の権限が与えられる方向性が示された。北アイルランド議会は、2018 年 4 月より 12.5%の法人税率を導入することを検討しており、これは英国法人税率より大幅に低く、北アイルランドの対アイルランド共和国との競争力を高めることとなる。

3) Base Erosion and Profits Shifting (税源侵食と利益移転: 以下「BEPS」)

Finance Bill 2016 において、BEPS 報告書の内容に沿ったハイブリッドミスマッチ対応規定の導入が発表された(2017 年 1 月 1 日より発効)。また、その他 BEPS に関する発表はなかった。なお、現在計画 4(利息損金算入制限)のコンサルテーションが実施されており、2016 年 1 月 14 日までの意見募集を経て、2016 年初旬に政府の方針が明らかになる見込みである。

4) 賠償金に対する課税

HMRC(HM Revenue & Customs: 英国歳入税関庁: 以下「HMRC」)との係争において、納税者の主張が認められた場合の賠償金のうち利息部分については、45%の法人税が課税されることとなる。

(2) 経済特区

2016 年 4 月 1 日より、英国内に 26 の経済特区を設立・拡大することが発表された。本制度では、ビジネスレートに関する 275,000 ポンドを上限とする 5 年間の軽減税率が適用され、さらに、10 の特定地域に所在する法人には 100%の減価償却が認められることとなる。ビジネスレートの軽減税率に関する決定権限は、各地方議会にゆだねられるため、各地方議会による誘致競争につながる事が予想される。

(3) 租税回避防止規定

特定の取引に対する複数の租税回避防止規定が発表された。これには、負債およびデリバティブ契約に関する新会計基準との整合性を担保するための施策が含まれる。また、一般的租税回避防止規定(General Anti Avoidance Rule (GAAR))が強化され、適用された場合のペナルティーが60%となり、特定の租税回避スキームに対応するための修正が行われた。

(4) コンプライアンス

1) デジタル化

HMRC を世界で最もデジタル化された課税当局とするため、13 億ポンドの投資を行うことが発表された。納税者には、税務コンプライアンスに関する情報管理のデジタル化や電子申告への統合が求められ、処理誤りの軽減およびコンプライアンスの強化を目指すこととなる。これにより、企業はHMRC に対し、税務関連のアップデートを四半期ごとに行う必要が検討されている。本制度は、法人税、所得税、社会保険税および VAT (Value Added Tax: 付加価値税) が対象となり、2020 年 4 月からの導入を予定、2016 年よりコンサルテーションが実施される見込みである。

2) 大企業のコンプライアンス

2015 年夏の予算案で発表された大企業のコンプライアンス強化に関する施策に関する法令は、Finance Bill 2016 に含まれる予定で、2015 年 12 月 9 日に詳細が発表される予定である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eur

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀

ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅

hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。